

【国による 最大600万円（中小法人）・最大300万円（個人事業）支援金制度】
「家賃支援給付金」申請サポート会場 開設のお知らせ
[完全予約制]

経済産業省は、「家賃支援給付金」に関して、「ご自身で電子申請を行うことが困難な方」のために、7月15日（水）から、「完全予約制」による「申請サポート会場」を開設します。

- 会場にある端末で申請者本人が申請入力を行います。
- その入力をサポートするスタッフが会場に常駐しています。


会場	上越商工会議所 2階中会議室（上越市新光町1-10-20）
開設期間	令和2年7月15日（水）～ 令和2年8月31日（月）（予定）
開場時間	午前10時00分～午後6時00分
予約方法	<p>①Web予約 ⇒「家賃支援給付金」の事務局ホームページよりご予約ください。 https://yachin-shien.go.jp/index.html</p> <p>①トップページの「申請サポート会場」 ②「エリアから探す」→「新潟県」→「上越市」 ③「予約する（90分枠）」 ④ご希望の日時を選択し、必要事項を入力し予約を完了させてください</p> <p>②電話予約 0120-150-413 ⇒「申請サポート会場 電話予約窓口」にて、申請サポート会場の予約を受付けます。 （8:30～19:00／土日・祝日を含む）</p>
事前準備 （当日必要）	<p>①申請補助シート ⇒「家賃支援給付金」ホームページよりダウンロード （※1）ダウンロードできない方は、<u>上越商工会議所</u>にも用意してありますので取りにお越しください。</p> <p>②必要書類 ⇒ <u>裏面参照</u></p> <p>③ボールペンなどの筆記用具（コロナ対策のため）</p>
注意事項	<p>1. 「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から完全予約制のため、事前予約無しにご来場いただいてもサポートが受けられません。</p> <p>2. ご来場の際は下記ご協力をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none">・原則として申請者お一人でご来場ください。・当日は必ず検温のうえご来場ください。 （37.5度以上の方は入場をお断りさせていただきます）・必ずマスクを着用のうえご来場ください。・入場時は設置のアルコール消毒薬で手指先の消毒をお願いします。

（※1）**上越商工会議所**（上越市新光町1-10-20 / TEL 025-525-1185）

－ 本件について不明な点は会議所へお気軽にお問合せください －

（裏面へ⇒）

[中小法人等の準備書類]

No	準備書類	準備書類の内容
1	宣誓項目	①自署の誓約書 ※「宣誓書様式（フォーマット）」をダウンロードのうえ、代表者の方にて署名をしてください。
2	売上に関する書類	①2019年分の確定申告書別表一 の控え（1枚） ②法人事業概況説明書 の控え（2枚） ③受信通知 （e-Taxにて申告をおこなっている場合のみ） ④申請に用いる売上が減った月・期間（2020年）の売上台帳 ※ <u>売上の減少を確認するにあたって、原則にあてはまらない方でも、給付の対象となる場合があります。</u> <u>売上を確認するために添付する書類が、原則の場合の書類と異なる場合があります。</u> [右記QRコード]をご確認ください。 
3	賃貸借契約に関する書類	①賃貸借契約書の写し ②直前3か月間の賃料の支払実績を証明する書類（下記いずれか） ・銀行通帳の表紙の写しおよび該当する振込が分かるよう対象箇所印をつけた支払実績がわかる部分の写し（3ヶ月分） ・銀行取引明細書（振込明細書） ・賃貸人（かしぬし）からの領収書 ・所定の様式による、賃料を支払っている旨の証明書 ※ <u>賃貸借契約ではない契約によって土地または建物を使用・収益している場合や、申請に必要な書類がない場合であっても、例外として申請を行うことができます。</u> [右記QRコード]をご確認ください。 
4	口座情報に関する書類	①給付金の振込先がわかる口座情報 （通帳の表紙 及び 通帳を開いた1・2ページ目）

[個人事業者等の必要書類]

No	準備書類	準備書類の内容
1	宣誓項目	※上記「中小法人等」と同様です。
2	売上に関する書類	※上記「中小法人等」と同様です。
3	賃貸借契約に関する書類	※上記「中小法人等」と同様です。
4	振込先がわかる口座情報	※上記「中小法人等」と同様です。
5	本人確認に関する書類 （右記のいずれか）	①運転免許証（両面） （返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能） ②個人番号カード（オモテ面のみ） ③写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ） ④在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面） ※在留の資格が特別永住者のものに限る ⑤住民票の写し及びパスポートの両方 ⑥住民票の写し及び各種健康保険証の両方



家賃支援給付金

に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

- ① 資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② **5月～12月**の売上高について、
・**1カ月**で前年同月比**▲50%以上** または、
・**連続する3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**
- ③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 ▶ **申請時の直近1カ月**における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。 [裏面へ](#)

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A1.今後、追加・変更の可能性がありますが、以下の書類をご用意いただく予定です。

- ①貸借契約の存在を証明する書類（貸借契約書等）
- ②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
- ③本人確認書類（運転免許証等）
- ④売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）

} 持続化給付金と同様

Q2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか？

A2.申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。
（なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。）

Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？

A3.支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

Q4.自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A4.対象ではありません。

Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A5.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q6.借地の賃料は対象ですか？

A6.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
（例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料）

Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A7.貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

Q8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A8.対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。



相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）

○ まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較するすべての事業年度の確定申告書類	以下すべて
<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書別表一の控え（1枚） 法人事業概況説明書の控え（両面） 	
<ul style="list-style-type: none"> 申請にもちいる売上が減った期間が複数事業年度にまたがる場合は、それぞれ比較する事業年度の確定申告書類を添付してください。 確定申告書別表一の控えには、収受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。 e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。 	
申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳 など	以下のいずれか
<ul style="list-style-type: none"> 経理ソフトから抽出した売上データ 表計算ソフト（エクセル など）で作成した売上のデータ 手書きの売上台帳のコピー 	
<ul style="list-style-type: none"> 2020年〇月と明確に記載されていることをご確認ください。 	
賃貸借契約書の写し	
<ul style="list-style-type: none"> 賃貸借契約書の契約書の写し 	
<ul style="list-style-type: none"> 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。 	
直前3か月間の資料の支払い実績を証明する書類	
<ul style="list-style-type: none"> 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分）など 	
<ul style="list-style-type: none"> 該当する部分が分かるよう対象箇所印をつけてください。 	
給付金の振り込み受取口座情報	以下すべて
<ul style="list-style-type: none"> 法人名義の口座通帳の表紙（法人の代表者名義も可） 法人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方 	
誓約書	
<ul style="list-style-type: none"> 自署の誓約書 	
<ul style="list-style-type: none"> 代表者の方の自署が必要です。 	

○ 次に、必要書類をデータ化してください。

パソコンの場合は	スマートフォンの場合は
必要書類をスキャンしてパソコンに取り込んでください。	必要書類を撮影して写真をスマートフォンに保存してください。
	
<ul style="list-style-type: none"> 形式は「PDF」「JPG」「JPEG」「PNG」のいずれかをお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 読みな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

詳しくはホームページでご確認ください。

○ まず、必要書類を揃えてください。

申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する2019年分の確定申告書類	以下すべて
<ul style="list-style-type: none"> 2019年分の確定申告書第一表の控え（1枚） 月別売上の記入のある2019年分の所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え（2枚） 	
<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書別表一の控えには、収受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていることをご確認ください。 e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知（1枚）を添付してください。 	
申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳 など	以下のいずれか
<ul style="list-style-type: none"> 経理ソフトから抽出した売上データ 表計算ソフト（エクセル など）で作成した売上のデータ 手書きの売上台帳のコピー 	
<ul style="list-style-type: none"> 2020年〇月と明確に記載されていることをご確認ください。 	
賃貸借契約書の写し	
<ul style="list-style-type: none"> 賃貸借契約書の契約書の写し 	
<ul style="list-style-type: none"> 添付する契約書は、申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要です。 	
直前3か月間の資料の支払い実績を証明する書類	
<ul style="list-style-type: none"> 銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写し（3か月分）など 	
<ul style="list-style-type: none"> 該当する部分が分かるよう対象箇所印をつけてください。 	
給付金の振り込み受取口座情報	以下すべて
<ul style="list-style-type: none"> 申請者本人名義の口座通帳の表紙 申請者本人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方 	
本人確認書類の写し	以下のいずれか
<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証（両面） 個人番号カード（オモテ面のみ） 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ） 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（両面） 	
<ul style="list-style-type: none"> 上記の書類がない場合は、以下のいずれかの組み合わせでかわりとすることができます。 	
<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写しおよびパスポートの両方 住民票の写しおよび各種健康保険証の両方 	
誓約書	
<ul style="list-style-type: none"> 自署の誓約書 	
<ul style="list-style-type: none"> 代表者の方の自署が必要です。 	

○ 次に、必要書類をデータ化してください。



左のページを参照ください。

詳しくはホームページでご確認ください。

家賃支援給付金って何？

給付対象者

2020年5月から12月の間に①②のいずれかにあてはまる事業者の方は、事業継続を支援するために地代・家賃（賃料）の負担を軽減する**家賃支援給付金を申請できます。**

1 いずれが**1か月の売上**が前年の同じ月と比較して **50%以上減っている**

2 連続する**3か月の売上**の合計が前年の同じ期間の合計と比較して **30%以上減っている**

申請期間 2020年7月14日から2021年1月15日まで

給付額

中堅・中小企業や
小規模事業者

最大 **600** 万円

個人事業者

最大 **300** 万円

を一括で支給します

給付額の算定方法

申請日の直前1か月以内に支払った賃料（月額）をもとに算定した月額給付額の6倍

申請方法

申請は電子（オンライン）申請のみで受け付けます。パソコンからでも、スマートフォンからでも、簡単にできます。

申請は家賃支援給付金ホームページから

パソコンから

検索エンジンから

家賃支援給付金

スマートフォンから

右記の
QRコードから



「家賃支援給付金」の詳細情報もご覧いただけます。

申請の方法

1 「家賃支援給付金」ホームページにアクセス。

家賃支援給付金

スマートフォンでも
ご利用可能です。

2 手続き用ログインIDとパスワードを登録します。

- 「申請する」ボタンをクリック
- メールアドレスなどの情報を入力
- 登録したメールアドレスに届くメールの受信確認
- 確認メールに記載のアドレスをクリック
- 手続き用ログインIDとパスワードを登録

3 マイページから各種情報を入力し、必要書類を添付してください。

- これで手続きが完了です。
- ☑ 家賃支援給付金事務局で、申請内容を確認します。
※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。
- 給付通知書が発送され、**ご登録の口座に入金されます。**

ご自身で電子申請を行うことが困難な方へ

全国に「申請サポート会場」を開設しています。

会場では補助員が電子申請をお手伝いします。なお、新型コロナウイルス感染防止のため、ご来場には事前予約が必要です。詳細はホームページをご確認ください。

